認知症カフェ運営に対する注意事項

１　カフェの名称及び企画については、認知症の人や家族が気軽に利用できるも

のとすること。

２　市内全体の周知を可能とし、市内在住の認知症の人の家族から参加希望があ

った場合、受け入れ可能であること。

３　運営責任は運営代表者にあることを認識し、会場、企画、認知症の人の受け入れ等にあたり、安全面に配慮し運営すること。

　　プログラムによっては行事保険、ボランティア保険の加入を検討すること。

４　茶菓の提供にあたり食品営業許可申請が必要かどうかについては、運営者が

直接、松本市保健所食品・生活衛生課に相談すること。

５　認知症カフェの趣旨を理解し、営利を主たる目的としないこと。

６　個人情報の取り扱いについては、松本市個人情報保護条例に従い、個人情報

の保護の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための

措置を講ずること。

７　地域包括支援センターによる開設時及びその後の運営状況の確認を受け入れること。